

議員発案第 4 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の
増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成27年 9 月 28 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛 成 者 三条市議会議員 名 古 屋 豊

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 武 藤 元 美

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の
増額・拡充を求める意見書（案）

新潟県では、高校生約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円程度以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている。一方、私立高校では国の就学支援金制度と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されているが、入学金を含む初年度納付金は県平均で約57万円（平成26年度）、国・県の学費支援後も年収350万円程度未満の世帯で約18万円から26万円、年収350万円程度以上910万円程度未満の世帯で約40万円から46万円の学費負担が残されたままである。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、様々な困難を抱えてきた。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、新潟県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月 日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

新潟県知事

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円程度以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている。一方、私立高校では国の就学支援金制度と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されているが、入学金を含む初年度納付金は県平均で約57万円(平成26年度)、国・県の学費支援後も年収350万円程度未満の世帯で約18万円から26万円、年収350万円程度以上910万円程度未満の世帯で約40万円から46万円の学費負担が残されたままである。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、様々な困難を抱えてきた。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、新潟県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

新潟県知事